

うたものである。

シラヤマドウチユウクリゲノヤセウマ 白  
山道中栗毛瘦馬 二册。著者左覺齋が金澤の  
自宅を出發して、白山比咩神社に往復した有  
様を、藤栗毛の彌二郎兵衛・北八に擬して書  
いた戯作で、一笑話毎に狂歌を以て結んであ  
る。書中數葉の挿畫があり、跋には意々事物  
種とある。

シラヤマニジュウイツシヤ 白山廿一社

古來白山七社というたものに、末社を加へて  
廿一社とすることがある。大永七年の託宣記  
の巻尾に之を載せて、『白山七社、次第、上七  
社、白山・大己貴・別山・金劍・中宮・佐羅・岩根、  
中七社、白山・金劍・中宮・三宮、佐羅・岩本・別  
宮、下七社、白山・石動・荒御前・禪師・三宮・戸  
宮(三戸宮カ)・火御子宮』とあり、澄意の白山  
問答にも、『上七社は本地、中七社は垂跡、下  
七社は社内に神祕を祭りたり。』とも記する  
が、比叡山の廿一社に擬したもので、一向確  
實な據がない。

シラヤマノカンノン 白山の観音 白山の

本地が観音であるから、白山比咩の神をかく  
いうたのである。枕の草紙に『雪の山をつく  
らせ給ふ。白山の観音これきやさせ給ふなと  
いのるも物ぐるほし。』とある。

シラヤマノシヨクブツ 白山の植物 白山

に生ずる植物中に、白山の名を冠するものが  
甚だ多い。はくさんあざみはくさんいぢげ。  
はくさんいちごつなぎはくさんいはぎく(い  
はぎくの方言)はくさんおほぼこはくさん  
がや(あをのつがざくら)の方言)はくさんが  
んび(せんじゆがんびの方言)はくさんこざ  
くら、はくさんさいこはくさんしやくなげ。

はくさんすげはくさんだいききはくさんだ  
て(おんだての一名)はくさんちどり。はくさ  
んとりかぶと。はくさんんにじん。はくさんは  
たぎほはくさんへうたんぼく。はくさんふう  
ろ。はくさんぼうふう。はくさんみづ。け。は  
くさんもち。はくさんみぢ(みねかへでの一  
名)。はくさんよもぎ(あざぎりさうの一名)。  
はくさんをみなへし等皆それであるが、いづ  
れも白山特有のものではない。

シラヤマノシンヨドウザ 白山の神輿動座

(一)安元の動搖—安元元年十二月廿九日近藤  
師高を加賀守に任せられた。師高は後白河法  
皇の寵臣藤原西光入道の子である。師高國務  
を行つて非法多く、擅に權門社寺の庄領を沒  
倒したから、時人の憎惡する所となつた。同  
二年夏師高その弟師經を目代として下國せし  
めた。國衛の在る所は白山中宮の子院涌泉寺  
に近かつたが、一日目代の舍人その浴室に入  
つて馬を洗つた。寺僧驚いて之を制止した  
が、舍人はこの國中は國司の進止する所であ  
るから、何人も目代に背くことを得ぬと主張  
して之に従はなかつた。衆徒憤激し、乃ち馬  
の脚を折り尾を斷ち、下郎を捕へて門外に追  
ひ、之に對して師經は、在廳の者を集めて涌  
泉寺を襲ひ、火を放つて之を焼いた。涌泉寺  
乃ち櫓を飛ばし、隆明寺・長寛寺・善興寺・昌  
隆寺・護國寺・松谷寺・蓮花寺等、所謂中宮八  
院の衆徒を會して自衛の策を講じ、また急を  
中宮に傳へた所、中宮、別宮、佐羅等の中宮系  
神人は勿論、本宮、岩本、金劍、三宮、那谷、榮  
谷、温谷等本宮系の諸社寺も來り會し、策を  
定めて七月一日國衛を襲撃したが、師經は事  
應の重大となつたを慮つて、既に京に遁れた

後であつたから、廳中一人も出で、防ぐもの  
がなかつた。衆徒の張本智積・覺明・法臺・金  
盛・學圓等、乃ち多數の僧徒を國分寺に集め、  
目代の既に去つて京師に在る上は、この地に  
於いて理非を決し得ぬから、宜しく事情を本  
山に訴へて師高・師經の斷罪を請ふべきであ  
ると會議し、寺官六人を延曆寺に派した。延  
曆寺の徒之を聽いて、この事若し白山本宮に  
關することならば、敢へて助力を吝まぬが、  
涌泉寺は彼の社の末寺であるから、山門の裁  
斷すべき限りでない」と議した。然るに白山の  
衆徒は延曆寺の之を顧みざるを不當とし、神  
輿を叡山に振上げてその主張を強行せんとし  
た。

(二)佐羅社神輿の進發—是に於いて衆徒神人

は佐羅社の神輿を莊嚴し、安元三年正月三十  
日その途に上り、二月六日金劍宮に驛を駐め  
た。因つて國衛の留守所は、九日橋忠次・田  
次忠俊を使者とし、牒狀を送つて神輿動座を  
停止せんことを要求したが、衆徒は直に之を  
拒絶し、十日金劍宮から粟津に、十一日菅生  
社に、十二日越前細呂木に進み、十七日神輿  
を金崎の觀音堂に安置した。時に天台の座  
主明雲僧正は、院宣を奉じて白山神輿の上洛  
を阻止せんとし、十九日敦賀に於いて寺牒を  
交附した。しかも神輿已に逆旅に上つたうへ  
は、訴訟の裁斷遲延するを許さずと釋し、中  
宮の僧にして剛強を以て聞えた智積・覺明・佛  
光等六人、廿九日叡山に登り、西塔院谷千光  
院の助公貞寛の許に寓して運動を試み、貞寛  
も亦之を助けて滿山の輿論を喚起するに努め  
た。

(三)兩成敗の院宣—之に對して院宣は三月九

日附を以て下された。その要は、國衛の主張

によれば、白山は山門の末寺でないといふが、  
大衆の激訴によつて、已むを得ず師經を罰す  
るであらう。但し山門が恣に白山を末寺であ  
ると號し、神輿上洛を以て威嚇する罪も免す  
べきでないから、台嶺惡僧の巨魁南陽房・聖  
道房二人を召して嚴に鞫問しようといふにあ  
つた。しかし白山を山門の末寺でないとする  
は國司側の強辯に過ぎなかつた。前掲の院宣  
は、座主の命によつて一山三院に披露せられ  
たが、その夜大衆は大講堂前に會して、宜し  
く本末力を協せ、佛神の威を藉つて朝廷に請  
ひ、以て初志を貫徹しようとしたから、智  
積等大に悦び、三月十一日山を下つて翌日敦  
賀に至り、十三日佐羅の神輿を奉じて近江の  
湖上に浮び、十四日比叡山に上つて、その客  
人宮に之を安置した。

(四)日吉神輿の動座—是より山門は屢奏狀を

捧げて、國司師高を流に處し、目代師經を禁  
獄とせんことを請うたが、朝廷は尙決しなかつた。  
然るに三月廿一日京師に大衆の將に禁  
闕を冒さんとする流言が行はれ、内大臣平重  
盛は參内して防備の法を講じた程であつたか  
ら、廿八日には師經を備後に流すことに定め  
て、大衆の憤怒を緩和せんとした。玉葉によ  
れば、師經は同月晦日配流を實行せられたや  
うである。しかも彼等は尙之に慍らずとし、  
四月十三日八王子・客人權現・十禪師の神輿を  
山から下し、白山佐羅の神輿に之に従うたが、重  
盛の兵に防がれ、十禪師を遺棄して歸つた。

(五)近藤師高・師經の伏誅—四月十四日大衆

再び入洛せんとする風聞があり、高倉天皇は  
夜に乘じ腰輿に御して、難を院の御所に避け

た。

(三)兩成敗の院宣—之に對して院宣は三月九

日附を以て下された。その要は、國衛の主張

によれば、白山は山門の末寺でないといふが、  
大衆の激訴によつて、已むを得ず師經を罰す  
るであらう。但し山門が恣に白山を末寺であ  
ると號し、神輿上洛を以て威嚇する罪も免す  
べきでないから、台嶺惡僧の巨魁南陽房・聖  
道房二人を召して嚴に鞫問しようといふにあ  
つた。しかし白山を山門の末寺でないとする  
は國司側の強辯に過ぎなかつた。前掲の院宣  
は、座主の命によつて一山三院に披露せられ  
たが、その夜大衆は大講堂前に會して、宜し  
く本末力を協せ、佛神の威を藉つて朝廷に請  
ひ、以て初志を貫徹しようとしたから、智  
積等大に悦び、三月十一日山を下つて翌日敦  
賀に至り、十三日佐羅の神輿を奉じて近江の  
湖上に浮び、十四日比叡山に上つて、その客  
人宮に之を安置した。